

# 政治活動ハンドブック

選挙必勝の基本活動

国政（衆議院・参議院議員）選挙用



日本労働組合総連合会

## はじめに

このハンドブックは、近く予定される衆議院議員選挙及び参議院議員選挙等の国政選挙において、連合に加盟する組合員の皆さんが自信を持って、効果的に活動を進めることを出来るように、との目的に作成されたものです。

現在の参議院議員の任期は2013年7月まで、衆議院議員の任期は2013年8月までですので、同日選挙の可能性もありますが、衆議院は任期満了前に解散することが多く、今日の政治状況を見ると衆議院選挙はいつ行われても不思議ではない情勢になっています。

2009年に行われた衆議院選挙では、日本の憲政史上初めての政権交代が実現し、私たちも大きな期待を持ちましたが、民主党の政権運営のまずさや内部対立等で組合員の多くは落胆や信頼感を喪失しています。

しかしながら二大政党による政権交代によって、民主政治を発展させていく政治風土は大切ですし、これからも維持していかなければなりません。

ヨーロッパの一部の国のように少数政党が乱立して責任ある政策決定が行えず、安定した政治が行うことができない状況は回避する必要があります。

厳しい逆風の中ではありますが、厳しい政治状況の

中でこそ連合の真価を発揮して、組合員が安心できる「働くことを軸とする安心社会」実現のために共に頑張っていきたいものです。

連合は、予想される衆議院選挙や参議院選挙でも民主党を中心にした政治勢力を支援し、連合が掲げる「7つの重点政策」の実現に向け、全力で取り組んでいきます。

一方で、政治活動を展開するには組合員の皆さんの理解と協力が不可欠であり、また政治活動や選挙運動についての正しい理解と公職選挙法や政治資金規正法等のルールについての正しい基礎知識が必要です。

そのために連合は、「政治活動マニュアル」を配布し研修会や勉強会などで活用していただき、コンプライアンス（法令順守）に徹して、選挙違反を「しない・させない」取り組みをお願いしています。

このハンドブックは、連合（労働組合）の政治活動について解説し、それぞれの活動のポイントを例示することで、皆さんが効果的な活動を展開することができるよう作成したものです。各組織のなかで有効な活用を願っています。

2012年10月

連合政治センター

# 政治活動ハンドブック

【国政選挙用】

## I 理念編

- ① 労働組合と政治活動 ..... 2
- ② 労働組合と政党との関係 ..... 4
- ③ 連合の目指す政策課題 ..... 6

## II 法律編

- ① 衆議院選挙・参議院選挙の特徴 ..... 10
- ② 事前運動の禁止について ..... 17
- ③ 戸別訪問の禁止とは ..... 20
- ④ 買収・供応の禁止とは ..... 22
- ⑤ その他の禁止事項について ..... 23
- ⑥ 国政選挙における政治活動について ..... 26
- ⑦ 政治資金規正法のポイント ..... 27
- ⑧ 連座制、個人情報保護法 ..... 33

## III 実践編

- ① 「支持者カードの配布」活動 【公示前】 ...35
  - ② 「親書」活動 【公示前・後】 ...36
  - ③ 「職場での面談」活動 I 【公示前】 ...37
  - ④ 「職場での面談」活動 II 【公示後】 ...38
  - ⑤ 「電話」活動 I 【公示前】 ...39
  - ⑥ 「電話」活動 II 【公示後】 ...40
  - ⑦ 「メール・ブログ」活動 I 【公示前】 ...41
  - ⑧ 「メール・ブログ」活動 II 【投票日当日】 ...42
  - ⑨ 「推薦ハガキ」(配布)活動 【公示前】 ...43
  - ⑩ 「推薦ハガキ」(回収)活動 【公示後】 ...44
  - ⑪ 「組合の広報」活動 I 【公示前】 ...45
  - ⑫ 「組合の広報」活動 II 【公示後】 ...46
  - ⑬ 「本番ポスター貼付依頼活動」 I 【公示前】 ...47
  - ⑭ 「本番ポスター貼付依頼活動」 II 【公示後】 ...48
  - 期日前投票を活用しよう ..... 49
  - 資料 ..... 50
- ## IV 質問集 ..... 55

# 連合推薦候補者の必勝のために

—— 誰にもできる政治活動・選挙運動（国政選挙用） ——

## 【公示前にできる活動】

- ① 推薦した候補（予定）者の政策を機関紙誌で広報する（通常の方法・手段で）。
- ② 推薦する候補（予定）者の後援会に入会し、その活動を支える。その後援会の集会や各種行事、演説会へ家族と一緒に参加する。
- ③ 友人・知人に後援会への加入を呼びかける。その後援会の各種行事や演説会への参加を呼びかけよう。
- ④ 組合の集会や研修会に推薦した候補（予定）者を呼んで話を聞いたり、私たちの要望を直接伝える。

## 【選挙期間中〈公示日～投票日前日〉にできる活動】

- ① 電話依頼は自由にできる。親戚・友人・知人に投票をお願いする。
- ② 選挙運動用（推薦）ハガキを活用する（自主投函は不可）。自分の知っている友人や知人に推薦人になってもらうようお願いしよう。
- ③ 街頭、電車・バスの中、お店などでたまたま会った友人・知人らに投票をお願いする（個々面接）。
- ④ 投票日に用事のある人は期日前投票や不在者投票に行く。
- ⑤ 自宅や職場に来た知人に、候補者の名前を挙げて投票をお願いする。
- ⑥ 選挙に関係のない組合の集会や会合、町内会・同窓会等で司会者の承諾を受けて挨拶し、投票依頼をする（幕間演説。酒席では不可）。
- ⑦ 友人・知人に手紙を出そう（添え書き程度で選挙に触れるのは可能）。
- ⑧ 個人演説会に友人・知人らを誘って参加する（訪問による告知は禁止）。
- ⑨ 職場で座談会を開き、参加者の要望を聞きながら組合の方針を伝える。
- ⑩ 候補者の政見放送を家族で見る！ 友人・知人に放送時間を知らせよう！
- ⑪ 証紙が貼ってあるポスター（届出政党用あるいは比例代表選挙用）を自宅の塀等に掲示し、積極的に支持の輪を広げよう！

## 【選挙運動終了後〈投票日以後〉の活動】

- ① 選挙活動を手伝ってくれた人へ選挙の結果を報告する（お礼行為は禁止）。
- ② 選挙運動の後片付けや後援会活動等、新しい出発の手伝いをする。
- ③ 選挙結果の報告集会へ参加したり、参加を呼びかけたりする。

## 1

## 労働組合と政治活動

Q 労働組合が政治活動に取り組む目的・理由は何ですか？ 政治活動は、労働組合にとってどのような利益があるのですか？

A 労働組合が政治活動をする理由は、「労働組合の目的」を実現するために行う活動の中の一つだからです。

それでは、労働組合の目的とはなんでしょうか。

1897年（明治30年）、日本で最初に結成された「労働組合期成会」の中心人物の一人である高野房太郎は、労働組合の目的を「労働者の技術と地位を向上させ、その幸福を保持増進させること」と言いました（結成時の機関紙）。

労働組合は働く皆さんの『幸せの実現』のために自主的につくられた私たちの組織です。そのため労働組合は次の取り組みをします。

- ①企業や経営組織の中において、賃金や休日・休暇・労働時間の短縮の獲得等の労働条件の向上のための取り組みをします。
- ②相互扶助の活動として、全労済や生協、労福協や労金の活動を通じた助け合いの活動を行います。
- ③さらに、働く者すべての完全雇用と生きがいや働きがいを実現させるために、本当に豊かな生活を求めて政治、経済、産業、地域、文化、教育等、社会のあらゆる分野での改革を実現させるために

政治・社会活動に取り組みます。特に働く女性をバックアップしたり、老後や医療の改善のためには、新たな子育てシステムや介護システム、医療システムの確立が必要です。

- ④また、日本の平和を守るための取り組みや国際平和貢献に対する働きかけや自然環境改善の取り組みもしていかなくてはなりません。
- ⑤さらに大切なことは、東日本大震災で受けた被害から一日も早く復興・再生するための「循環型社会システム」への転換も進めていく必要があります。

労働組合の政治活動は、日本国憲法の第 21 条で保障されていますし、昭和 43 年の最高裁の判決の中でも「……現実の政治・経済・社会機構のもとで、労働者がその経済的地位の向上を図るにあたっては、単に対使用者との交渉に求めても十分にその目的を達成することは出来ず、労働組合がその目的を達成するために必要な政治活動・社会活動を行うことを妨げるものではない……」として、労働組合が政治活動をすることを合憲として認めています。

現代のような「飽和・成熟社会」では大きな経済成長は望めず、賃金要求だけをしていけばよかった自己完結型の運動には限界があり、組合員の要求に応えるための労働組合の要求実現のためには、政治・社会運動としてその取り組みをしていかなければなりません。

## 2

## 労働組合と政党との関係

Q 連合は民主党を中心にした政党を支持していますが、日本には自民党をはじめ多くの政党がある中で、なぜ民主党を支持するのか、その理由は何でしょうか？

A 連合が民主党を中心とするリベラルな政党を支持し協力するのは、基本的な考え方や将来に対するビジョンを共有しているからです。

1989（平成元）年に結成された時に採択された連合の「綱領」の中で、「我々は、未来に希望を持ち、自由、平等、公正で平和な社会を建設する」とうたっています。

その政治活動も、議会制度を守り、より高度な民主主義を発展させるために、私たちと考え方やビジョンを共有する政党と相互不介入の原則を守りながら、支持・協力関係を進めていきます。

今大切なことは、「どの政党が連合の目指す社会を真剣に考え、共に行動してくれるのか」という基本的な信頼関係をしっかりと認識することです。

また、誰もが働くことで社会に貢献する「働くことを軸とする安心社会」を目指していかなければなりません。それらのビジョンも民主党と共有しています。

このように連合と民主党は、基本的な理念や将来を築くビジョンを共有していますので、そのために必要な政策・制度の改善をしていくための対等な協

力関係を築く努力をしています。

民主党は現在確かに厳しい逆風の中にいます。しかし、厳しくない政党は他にどこもありませんし、それぞれの政党が多くの問題を抱えています。

政権政党は、マスコミ等の厳しい批判の目にさらされますので、余計に厳しい状況のように見えますが、まだ成長過程と思い、支持団体としては厳しい面と同時に育てていく面も必要です。

そのために、大きな影響力を持つ組織の一員として、幅広い国民が望む生活改善のための要求をしっかりと受け止め、そのために私たちが掲げる政策・制度の改革を通じてその実現をはたすため、日常的な改革運動を進めていく社会的責任もあります。

私たちは政党を通じて議会で政治課題の解決を図っていきますので、政党との共同歩調は特に必要なのです。そのような私たちの政治課題を最も真剣に捉えその解決に全力を挙げてくれる政党が民主党なのです。

連合はこれからも民主党と政策協議を進め、効率的で無駄のない政府の実現に向けて行財政改革を進め、不公平な税制の改革や中央と地方との格差をなくし、行き過ぎた市場原理主義によって生まれた所得の格差を是正し、「ディーセント・ワーク」の実現により、より公平な社会の実現を目指していきます。

## 3

## 連合の目指す政策課題

Q 連合の基本理念や目指す政策課題について教えてください。

A 連合が求める政策の基軸は、「働くことを軸とする安心社会」であり、そのためのパラダイムシフトを目指すために「連帯、公正、規律、育成、包摂」を政策の理念としています。

そのために必要なことはセーフティネットを構築することです。日本は雇用社会であり、働くすべての人に働く機会と公正な労働条件を保障し、安心して自己実現に挑戦できるようなセーフティネットがはめ込まれた社会づくりを目指します。

また、2013年度は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、次の「7つの重点政策」を設定し、取り組みを進めています。

### (1) 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

- ①地域全体の復興と雇用創出を視野に入れた復興計画の実現、地域経済を担う中小企業への支援
- ②防災性・環境性能が高く、社会保障へのアクセスが確保された「ひとが中心のまちづくり」の実現
- ③災害廃棄物処理・除染の着実な実施
- ④農林水産業の復興・再生と放射性物質からの食の安全・安心の確保
- ⑤消費者保護の強化

⑥安心して学ぶことができる教育環境の整備

## (2) 日本再生・分厚い中間層の復活に繋げる経済・産業政策と雇用政策の一体的推進

- ①「日本再生戦略（仮称）」などの推進による雇用創出、人材育成
- ②農林水産業・中小企業・地場産業の育成・支援等を通じた地域活性化
- ③産業・雇用に配慮した安定的な資源・エネルギー供給の実現
- ④労働者など多様な関係者の利益に資する企業法制改革と会計基準の実現
- ⑤将来の日本社会を支える新卒者・若年者に対する実効的な雇用対策の実現
- ⑥わが国の成長・発展を担う人材層の形成

## (3) ディーセントワークの実現

- ①改正労働者派遣法の成立・施行に伴う必要な対応の確保
- ②有期労働契約に関わる労働契約法改正の早期実現
- ③希望する者全員が65歳まで働き続けられる社会に向けた高年齢雇用安定法改正の早期実現
- ④労働安全衛生法改正の早期実現
- ⑤生活できる水準へ最低賃金の早期引き上げ
- ⑥パート労働者の均等・均衡処遇の確立
- ⑦ワーク・ライフ・バランス社会の実現のための推進体制の強化

- ⑧中小企業に対する時間外労働割増率猶予措置の廃止に向けた早期の検討

#### (4) 社会保障と税の一体改革の実現

- ①社会保険の適用拡大、生活保護制度の再構築など社会的セーフティネットの充実
- ②真の国民皆年金の確立に向けた年金制度改革の実現
- ③「地域包括ケアシステム」の実現と医療・福祉・介護労働者の人材確保、処遇改善
- ④超高齢社会における医療保険の持続可能性の確保と国民皆保険の確立
- ⑤子ども・子育てを社会全体で支える仕組みの実現
- ⑥「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

#### (5) 暮らしの安心・安全の確保と公平な社会の実現

- ①安心・安全な社会とまちづくりの推進
- ②消費者の視点に立った消費者保護政策の強化と推進
- ③国連「障害者権利条約」の批准に向けた国内法および制度の整備
- ④「人権侵害救済法」（仮称）の制定と人権救済機関の設置

#### (6) 「新しい公共」と国民本位の行政システムの確立

- ①「新しい公共」と民主的な公務員制度改革の推進

②地方分権改革の推進

③公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化

## (7) 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現

①国内外における地球温暖化対策の推進

②社会対話の促進や中核的労働基準の遵守

連合は、労働者全体の長期にわたる利害を代表し、国の進路にも責任を負う主体として「運動の力」「組織の力」「政治の力」「国際連帯の力」を強め、「働くことを軸とする安心社会」の実現に全力で取り組みます。

## 1

## 国政選挙（衆院選・参院選）の特徴

## 1 衆議院選挙・参議院選挙等国政選挙の特徴

①衆議院の選挙制度は平成6年に政治改革関連法案の一環として、改正公職選挙法、改正政治資金規正法、政党助成法等が成立し、これまでとは違う選挙制度になりました。

衆議院選挙は、「小選挙区比例代表並立制」により、小選挙区と比例代表選挙となり、小選挙区選挙では政党による候補者の届出を認め、候補者だけでなく、候補者を届出した政党に大幅な選挙運動の方法を与え、同時に重複立候補も認めました。

②参議院の選挙制度は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つになり、選挙区選挙は候補者中心の選挙で、選挙運動期間中の政党の政治活動も確認団体を中心に行われます。比例代表選挙は、非拘束名簿式になり、投票は個人名と政党名の両方が認められるようになりました。

③衆議院総選挙・参議院通常選挙は、日本国憲法第7条3項に10項目ある「天皇の国事行為」の中にある「国会議員の総選挙の施行を公示すること」の規定から「公示」といい（補欠選挙等は告示）、その他の議員選挙の場合は「告示」といいます。

④2009年8月30日に行われた衆議院総選挙における一票の格差に対して、2011年3月23日に最高裁判所は違憲状態との判断を下しました。都道府県に定数を配分する際の「1人別枠方式」について、格差の主要因になっていると判断し、制度の廃止を求めました。

参議院についても、2009年7月11日に行われた参議院議員通常選挙の一票の格差について、

各地の高等裁判所で違憲判決や違憲状態判決が下されており、最高裁での判決が注目されています。

- ⑤国政選挙の特徴に「在外投票制度」があります。これは、海外に住んでいても一定の条件を満たせば、衆議院や参議院の選挙に投票することが出来る制度です。

この制度は2つから成り立っています。それは「在外選挙人名簿」の登録と「在外投票」です。在外選挙人名簿を住んでいる領事館等に登録をして「在外選挙人証」を発行してもらおうと、在外公館または郵便投票により投票することができます。

## 2 衆議院選挙の制度の特徴

衆議院選挙は選挙運動期間は、12日間で、定数480(475)を「小選挙区300(295)」、全国を11ブロック(ブロックをなくして、全国比例とすることを検討中)に分けた「比例代表選挙180(40削減を検討中)」をそれぞれ別の選挙として行う「小選挙区比例代表並立制」(一部比例代表連用制導入を検討中)です。

### ①小選挙区と比例代表選挙

イ、小選挙区選挙——小選挙区選挙の定数は300(295)議席ですが、その内訳は、まず各都道府県に1が配分され、その残りの253(248)が人口に比例して配分されます。

ロ、比例代表選挙——比例代表選挙は定数180議席(40削減を検討中)を全国11ブロック(ブロックをなくして、全国比例とすることを検討中)に分けて実施されます。

注) カッコ内は、現行の区割りの違憲状態を解消するため、小選挙区を0増5減案で変更した場合

私たちは、小選挙区で民主党の候補者を当選させ、同時に比例区で民主党の議席を一つでも増やさなければなりません。

小選挙区制の選挙の特徴は、A政党とB政党の得票率が51%対49%でもA政党の大勝利、B政党の大惨敗になってしまう選挙制度です。小選挙区での勝利が、衆議院選挙の鍵を握っています。

## ②選挙管理機関

比例代表選挙は、中央選挙管理委員会が管理し、小選挙区選挙は都道府県の選挙管理委員会が管理します。

## ③衆議院選挙の特徴

小選挙区選挙では、候補者が選挙運動を行うだけでなく、候補者届出政党が一定の選挙運動を行うことができます。候補者届出政党は、自動車、通常八ガキ、ビラ、ポスター、新聞広告、政見放送、演説会等で選挙運動を行うことができます。

また、比例代表選挙でも名簿届出政党が選挙区単位で、自動車、ビラ、ポスター、新聞広告、政見放送、演説会等の選挙運動を出来ます。

## ④選挙期間中の政治活動

政党その他の政治団体は、公示から投票日の当日まで政治活動が出来ません。これは、衆議院選挙では、候補者届出政党及び名簿登載政党が選挙運動を行うためです。

## ⑤政治活動用ポスターの撤去

公示前に掲示した政治活動用ポスターで候補者の氏名が記載されているものは、その者が候補者になった日の内に撤去しなければなりません。

### 3 参議院議員選挙制度の特徴

#### ①参議院議員選挙制度の変遷

- a 参議院は日本国憲法第 43 条で規定、この規定に基づいて、1947 年に参議院選挙法が制定され、同年 4 月に最初の参議院選挙を実施。
- b 1950 年、現行の公選法に統合され、全国区と地方区の 2 つの選挙制度になった。
- c 1982 年、全国区制から拘束名簿式比例代表制に変更された。
- d 1994 年に 8 増 8 減の定数は正がおこなわれた。
- e 2000 年、非拘束名簿式比例代表制に改正、定数が 10 議席削減された。
- f 2012 年、一票の格差を解消するため議員定数が 4 増 4 減案で是正されることが検討されています (2012 年 10 月 5 日現在)。

#### ②選挙制度

次の 2 つの選挙制度を通じて議員を選出、選挙運動期間は 17 日間。

イ、比例代表選挙——全国都道府県を選挙区にして、非拘束名簿式比例代表制で、投票は政党名でも候補者個人名でもよく、政党が提出した順位が決まっていない候補者名簿の中から候補者個人の得票に応じてドント方式で当選が決まる制度で、定数は 96 人。

ロ、選挙区選挙——都道府県を一つの選挙区にして、それぞれの定数に従って議員を選出する。定数は 146 人。

参議院選挙の任期は 6 年だが、3 年ごとに半数が改選されるので、1 度の選挙で選出される定数は、比例選挙が 48 人、選挙区選挙が 73 人の計 121 人。

### ③参議院選挙の選挙運動の内容

- ・ 選挙運動用自動車は、比例名簿登載者2台、選挙区候補者1台。
- ・ 選挙運動用通常ハガキは、比例名簿登載者は15万枚、選挙区候補者は3万5千枚に衆議院小選挙区が1増える毎に2千5百枚増加。
- ・ ビラは、比例選挙は2種類25万枚以内、選挙区は2種類10万枚に衆議院小選挙区が1増えるごとに1万5千枚増加、選管交付の証紙を貼付する。頒布方法に注意。
- ・ ポスターは、比例選挙は一人7万枚、自由貼付。選挙区選挙は、公営掲示板に貼付。
- ・ 演説会は、比例・選挙区選挙とも個人演説会のみ開催できる。
- ・ 新聞広告は、比例選挙は名簿登載者の数に比例して、選挙区選挙は5回以内の範囲で出来る。
- ・ 選挙公報は、比例選挙は全国で、選挙区選挙は当該選挙区でそれぞれ1回だけ、選挙管理委員会が発行する。
- ・ パンフレットは、名簿届出政党のみ国政に関する政策を記載したパンフレット・書籍を作成・頒布できる（政党本部が作成したもので、総務大臣に届出た2種類のみ）。頒布方法は、選挙事務所、個人演説会の会場内、街頭演説会の場所付近のみ。
- ・ 政見放送は比例選挙の名簿届出政党と選挙区選挙の候補者に、経歴放送は選挙区選挙の候補者が出来る。
- ・ 街頭演説は、午前8時から午後8時まで、比例選挙の名簿登載者と選挙区選挙の候補者が出来る。選挙管理委員会が交付する標旗を掲げる。標旗は、比例選挙は3本、選挙区は1本交付される。街頭

演説に従事できる運動員は 15 人以下。選管交付の腕章が必要。

- ・名簿届出政党は、政見放送、新聞広告、選挙公報のみ。
- ・わたり規定——選挙区選挙運動の範囲内で、比例選挙の選挙運動を行うことが出来る。

#### ④確認団体の政治活動について

a 選挙運動期間中、政治団体は政治活動が出来ないが、確認団体のみ次の活動が出来る。

演説会の開催、街頭演説の開催、宣伝告知のための自動車・拡声機の使用、ポスターの掲示、立札・看板の掲示、ビラの頒布、連呼行為

b ポスターの掲示——掲示できる枚数は 10 万枚、名簿登載者が 10 人を超える場合は、5 人増えるごとに 5 千枚が加算される。

c ビラの頒布——ビラは、総務大臣に届出た 3 種類、枚数制限はない。

## 4 わたり規定について

衆議院選挙と参議院選挙には、「わたり規定」という制度がありますが、衆議院と参議院の選挙では少し違いがあります。

①衆議院選挙——小選挙区から比例代表へのわたり  
(法 178 条)

候補者または候補者届出政党が行う小選挙区選挙の選挙運動が、小選挙区選挙の選挙運動手段として認められている範囲内で、比例代表選挙の選挙運動にわたることを妨げるものでないとされています。

②比例代表から小選挙区選挙へのわたり

候補者届出政党である名簿登載政党に限り、比例

代表選挙の運動を主として行う中で、小選挙区選挙の選挙運動を従として行うことができます。

③参議院選挙でも、選挙区選挙の選挙運動を主として行う中で、比例代表選挙の選挙運動を従として行うことができます。

④参議院選挙では、比例代表の選挙運動が選挙区選挙の選挙運動をわたることを認めていません。(法148条)

**〈質問①〉** 衆議院選挙で、小選挙区の候補者届出政党であるA政党の選挙運動用ポスターに、比例代表選挙では、名簿登載政党であるB政党への投票を依頼する文書を記載することができますか？

**回答①：**小選挙区選挙から比例代表選挙への「わたり」だからできます。

**〈質問②〉** 衆議院選挙において、A政党の比例選挙用の新聞広告に、同じ名簿届出政党であるB党への投票を依頼する文章を記載することはできますか？

**回答②：**比例代表選挙から比例代表選挙への「わたり」はできません。

**〈質問③〉** 参議院選挙で、選挙区選挙のA候補者の個人演説会で、同じ政党の比例代表選挙のB候補者を呼んで、「比例代表選挙はBさんに投票してください」と言うことができますか？

**回答③：**選挙区選挙から比例代表選挙への「わたり」だからできます。

## 2

## 事前運動の禁止について

Q 今からオルグ活動に行こうとしています。注意することはなんですか？

A 選挙違反をしないための基礎知識、注意する主な禁止行為は次の通りです。

①「事前運動の禁止」〈公示前に選挙運動をすることが禁止されています〉

ご苦労さまです。オルグ活動は大変ですが、選挙活動の中で「最も大切な活動」です。あなたのオルグ活動の成果がそのまま「活動の基礎」になる大切な活動ですから、目的に沿った行動をしてください。オルグとは組織するという意味ですが、訪問活動を含む選挙活動全体を言うことにします。

オルグ・訪問活動で、最も大切なことは「行為」ではなく「目的」だ、ということです。よく「玄関の敷居をまたいだから違法で、敷居の外だから合法だ」、あるいは「推薦葉書を持っているから大丈夫」等と言う人がいますが、そうではありません。敷居をまたぐ、またがない、葉書を持つ、持たないという「行為」ではなく、どのような目的でその家を訪問したか、その「目的や主旨」が重要なのです。

従って、違反にならない目的での訪問活動であることを確認して活動してください。

オルグ活動は、選挙の公示の「前と後」では、その目的・方法が違います。

## ②「公示前」のオルグ活動の取り組み

「公示前」は、選挙運動をすると「事前運動の禁止」（公職選挙法第138条）に触れますので、選挙運動は出来ません。

ここで言う「選挙運動」とは、次の「**3つの要素**」が入った活動を言います。

- イ、特定の選挙において →選挙の時期と種類の特定
- ロ、特定の候補者を当選させるために →氏名の特定
- ハ、選挙人に働きかける行為である。 →行為の特定

この3つの要素が入った行動は、選挙運動期間しかできませんので、公示前は、**a、選挙の準備行為、b、政治活動、c、社交行為や地盤培養行為**の3つをします。従って、あなたの公示前のオルグ活動は、この3つの中のどれかです。

**a、「準備行為」**には「**立候補のための準備行為**」と「**選挙運動の準備行為**」がありますが、それは次の内容です。

### イ「立候補のための準備行為」

労働組合が特定の候補予定者を推薦したり、町内会や自治会への推薦を打診する行為等

### ロ「選挙運動のための準備行為」

選挙運動機材の作成・準備や運動員、事務員の依頼、推薦葉書の推薦人になってもらうこと等準備行為なので、不特定の家への訪問やハガキの回収行為は出来ません。あくまでも知っているお宅へ個人的に「推薦人の依頼」のためにハガキの見本を配布するだけです。

**b、「政治活動」**には3つあります。それは**政党、労働組合、後援会**が行う政治活動です。

## イ、政党が行なう政治活動

演説会や政策制度改善のためのビラ等の配布

## ロ、労働組合が行う政治活動

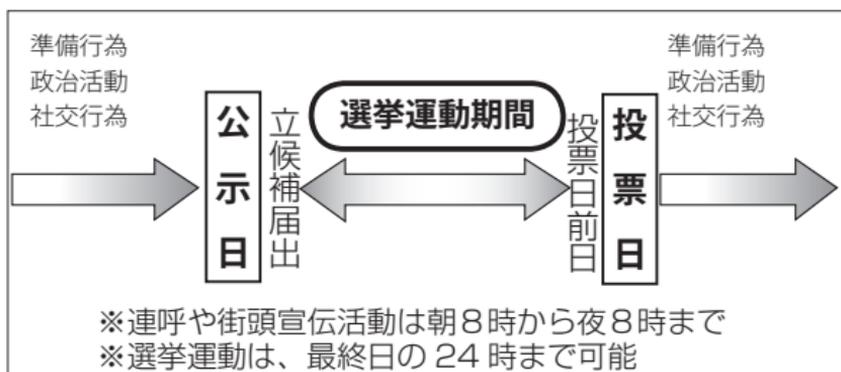
政策制度改善活動や推薦等

## ハ、後援会が行う政治活動

請願活動や署名運動、後援会入会・拡大活動、演説会やミニ集会、議会報告会や機関紙の配布活動等

**c、社交行為・地盤培養行為**とは社会人として行うことや世話役活動のことです。

後援会会員に対しての冠婚葬祭や研修会、会費を徴収したバス旅行等を行うことです。不祝儀は、本人が出席した場合のみ香典を出せます。



**〈質問〉** 組合で推薦を決めた候補予定者のことを組合の機関紙に掲載しようと思いますが、注意点を教えてください。

**回答：** 組合機関紙による広報活動は、日常の政治活動として最も大切なことですが、事前運動にならないような文言にする必要があります。その第一は、文章の中で「選挙運動の3要素」を避け、労働組合の政策制度の要求実現のため、という視点の記事にします。

## 3

## 戸別訪問の禁止とは 〈公示後のオルグ活動〉

Q 公示後に訪問活動を行おうとしていますが、戸別訪問ではないですか？

A 訪問活動をすると、すべて戸別訪問になるような気がしますが、すべての訪問活動が戸別訪問になる訳ではありません。

戸別訪問（公職選挙法第138条）とは、次の3つの要素が全部当てはまることをすることです。

①**選挙人の家（店・会社）を、**②**訪問して、**③**投票を依頼する、**ことです。

従って、自分の家に来た人に対して投票を依頼したり、偶然に街であった人に投票や応援を頼んでも、戸別訪問にはなりません。

そのように戸別訪問にならない訪問活動を「**個々面接**」といいます。

大切なことは、「戸別訪問」という言葉を使わずに、「個々面接」という言い方に徹して、戸別訪問にならない活動をするということです（個人演説会の告知行為や機関紙誌の拡販時に候補者名を言うと違反）。

②「**個々面接**」とは、次のようなことを言います。

イ、道路を歩いているときやバスの中、スーパーのレジの列、駅や鉄道の中で、友人や知人に偶然に出会ったときに、投票の依頼や選挙の応援をする。

ロ、自分の家（店・会社）に訪ねてきた人に投票や応援の依頼をする。

ハ、選挙とは関係がない別の用事で友人や知人の家を訪ねた際、自然に選挙の話題になった場合には、

自分の考えや方針を話すことができる。

**〈質問①〉** 選挙の公示前に組合で推薦した候補（予定）者の後援会活動に協力しようと思っておりますが注意することを教えてください。

**回答①：**公示前に、後援会活動を行うことは、「政治活動」の一つですから、合法的な活動ですが、選挙の公示直前ですと政治活動ではなく、事前運動と見られる危険がありますので、車を何台も出して行うような組織的な後援会入会活動は、公示1ヵ月前にはやめたほうが良いと思われます。もちろん個人が自分の意志で自分の知り合いに後援会の入会を頼むことは何の問題もありませんので、そのような活動は積極的に進めてください。

**〈質問②〉** 公示後に組合員の自宅に訪問したいのですが、戸別訪問にならない方法があるでしょうか？

**回答②：**公示後の訪問活動には、個々面接があります。それは、預けておいた推薦ハガキを受け取りに行く、候補者届出政党や名簿届出政党の政治活動用ポスターの貼付を依頼しに行く。（個人演説会の告知訪問は戸別訪問になります。）

## 4

## 買収・供給の禁止とは

Q 買収・供給の禁止とはどういうこととですか？  
注意点を説明してください。

A 「買収・供給の禁止」とは、お金や物で投票を依頼することで、飲食により投票依頼すると買収になりますので、酒席などでの選挙の話題は禁物です。特に「運動員」は報酬をもらうことが出来ませんので、選挙運動期間中は、会社を休んで（有給休暇でもいい）選挙運動を手伝う必要があります。

事務員、労務者には、労務の対価として決められた日当額を出すことはできますが、この人たちに選挙運動をさせると運動員になり、買収になる恐れがあります。従って、それらの人（事務員、労務者）には、電話作戦等に従事させる等の選挙運動をさせないことが大切です。

〈質問〉 組合が行う活動で、買収・供給にならないための注意点を教えてください。

回答：選挙活動において、文書図画違反等の形式犯になるようなことはもちろんしてはいけませんが、買収・供給のような実質犯につながるようなことは特に避けなければなりません。

組合の活動が、買収・供給にならないための基本は、「選挙活動はボランティア」で行うことに徹することです。特に、選挙運動期間中は、交通費や日当等の通常組合活動で支給しているような支出も避けるようにします。また、会社に出勤した状態で選挙運動を行うと買収・供給になる可能性が高いので、会社は休んで選挙運動を行うようにします（有給休暇は大丈夫です）。

## 5

## その他の禁止事項について

Q その他に公職選挙法で禁止されていることには  
どんなことがありますか？

A その他に公職選挙法で禁止されていることは、「文書・図画の規制」「飲食物提供の禁止」「未成年者の選挙運動の禁止」「氣勢を上げる行為の禁止」「図画の回覧行為の禁止」等があります。

①「文書・図画の規制」とは、選挙運動期間中に認められる文書・図画には制限があり、原則として期間中に認められた文書は、「推薦ハガキ」と政党・確認団体の「法定ビラ」だけですので注意が必要です。図画は、本番ポスターを公営掲示場に貼付すること。また、候補者届出政党の本番ポスターの貼付や比例代表選挙のポスター貼付の願いは出来ます（いずれも選管から供与された証紙の貼付が必要）。

## ビラの種類制限・枚数の制限

選挙の種類	ビラの種類制限・枚数の制限	
衆議院 選挙区選挙	候補人個人	2種類、7万枚
	届出政党	種類制限なし。4万枚×都道府県単位の候補者数
衆議院比例選挙	2種類以内、枚数制限なし	
参議院比例選挙	名簿登載個人	2種類。25万枚
	名簿届出政党	ビラの使用はできない
参議院 選挙区選挙	2種類以内、10万に衆議院選挙区の数 が1つ増すごとに1万5千枚を加算した 数（30万枚まで）	

## 推薦ハガキ（選挙運動用通常葉書）の枚数

選挙の種類	推薦ハガキの枚数の制限	
衆議院 選挙区選挙	候補人個人	3万5千枚
	届出政党	2万枚×都道府県単位の 候補者数
衆議院比例選挙	使用出来ない	
参議院比例選挙	名簿登載個人	15万枚
	名簿届出政党	使用出来ない
参議院 選挙区選挙	3万5千枚に衆議院選挙区の数が増すごとに2千5百枚を加算した数	

②「**飲食物提供の禁止**」とは、選挙事務所が提供できる食事数は一日45食内で、その他は、お茶やお茶うけだけです。サンドイッチやカップ麺等は食事になりますので注意します。特にお酒は選挙事務所を出したり飲んだり出来ません。陣中見舞いとしてお酒を持っていくことも厳禁です。（お酒を飲ませて投票依頼すると買収です。）

③「**未成年者の選挙運動の禁止**」とは、投票日当日誕生日の人は選挙人名簿に掲載され投票できますが、未成年者は一切の選挙運動が禁止されます。労務の提供はアルバイトとしてできますが、選挙運動は出来ないなので活動内容に注意してください。

〈質問〉 組合の職員を選挙運動期間中、ウグイス嬢として派遣しようと思っておりますが、注意事項をお願いします。

回答：ウグイス嬢は運動員ですので、未成年者はなれませんが、選挙事務所から、日当・交通費等が支給されます。ただ、ウグイス嬢を担当する日は組合

を休暇扱いにして、その期間は賃金も支払うことは出来ませんので注意してください。

④「**氣勢を上げる行為の禁止**」とは、大声を出して「桃太郎」を行ったり、隊列を組んで大声を出しながら行進したり、街宣車の後ろで箱乗りをして大騒ぎして乗る等の行為は禁止されています。

⑤「**回覧行為の禁止**」とは、本番ポスターを不特定の人に見せ回る行為（例えば自分の自動車に掲示して回ること等）は禁止されています。

選挙はどのような小さいことでもそれが大きな違反に発展することもありますので、些細なことでも違反行為はしない、強い姿勢が必要です。

※違反をして当選させても、連座制の適用を受けて当選無効になったり、せっかく当選した議員も活動ができなくなりますので、違反のない堂々とした活動を行いましょう。

## 6

## 国政選挙における政治活動について

Q 国政選挙における政治活動について説明してください。

**①憲法第21条の精神と政治活動**

日本国憲法第21条第1項「集会、結社及び言論その他一切の表現の自由は、これを保障する」

民主主義の2本柱としての主権在民と基本的人権の基盤となるものが、この集会、結社及び言論その他一切の表現の自由です。従って、労働組合の結成、文書図画や言論による政治活動は憲法で保障されています。

また、最高裁判所でも1968年の判決で、労働組合の政治活動を合憲としており、組合員の経済的地位の向上や国民全体の福祉の向上のための政治活動は基本的に自由です。

**②選挙時における政治活動**

公選法では当初自由に出来ましたが、選挙運動と政治活動はその実態が紛らわしいものになり、政治活動にも規制が加えられるようになりました。

1962年には、確認団体は選挙運動期間中にも政治活動を可能にし、1982年には当時の参議院全国区に拘束名簿式比例代表制が導入され、政党主体の選挙運動が拡大しました。

1994年の改正では、選挙制度がより政党本位の仕組みになり、各政党とも、政権公約等を公表して、政策中心の政治活動が出来るようになりました。これまでの個人中心の選挙運動から、政党中心の選挙運動になり、名簿届出政党や衆議院選挙の候補者届出政党等に幅広く選挙運動を認めることになり、確認団体制度はなくなりました。また、個人本位の選挙運動と政党その他の政治団体との不公平をなくすために、推薦団体による政治活動を認めました。

## 7

## 政治資金規正法のポイント

Q 政治資金規正法のポイントはなんですか？

A 政治資金規正法は、1948（昭和23）年に議員立法で成立しましたが、長い間実効性がなく、多くの改正（例えば1994年の改正など）を経て、今日の政治資金規正法になりました。

ここでは労働組合と政治資金の関係について考えます。

### ①政治団体とは

政治資金規正法では、政治団体を2つに分けています。一つは「政党・政治資金団体」、もう一つは「その他政治団体」です。議員の資金管理団体や後援会、労働組合団体などの構成員が主体となって作っている政治団体は法的にはこの「その他政治団体」になります。

### ②政治資金規正法の主な内容

イ、政党・政党の資金団体が受けられる寄附の額（量的制限）

寄附の提供者	年間限度額
個人（政治家を含む）	2千万円
会社・労働組合等の団体	750万円～1億円 （資本金・組合員数で総枠制限）
その他政治団体	制限なし

ロ、その他政治団体が受けられる寄附の額（量的制限）

寄附の提供者	年間限度額
個人（政治家を含む）	150万円（総額1,000万円）
会社・労働組合等の団体	全面禁止
政党・政治資金団体	制限なし
その他政治団体	5千万円

②**公職の候補者等**とは、3種類の人をいいます。

公職の候補者（政治家）とは、公職にあるもの（政治家）、及び公職の候補者及び候補者になろうとしている者をいい、組合の副委員長であっても、組織で推薦を決めれば法的には公職の候補者等になります。

③**労働組合や企業などの団体の寄附**は、政党に対する寄附（A 枠）以外全面禁止されているので、勤務中に政治団体の活動をさせることは労組・企業の寄付になり違法です。

#### ④**政治資金の収支の公開**

イ、収支報告——政治団体の会計責任者は、毎年1月1日から12月31日までの当該政治団体の収入、支出及び資産の状況を、翌年3月末（国会議員関係団体は5月末）までに報告書を提出する。

ロ、寄附——年間5万円を超えるものを寄附者の氏名等を収支報告書に記載する。

ハ、支出——1件当たり5万円以上（国会議員関係団体は1万円超）は、支出を受けた者の氏名等を収支報告書に記載する。

ニ、資産等——土地、建物、建物所有のための地上権、または土地賃借権、100万円を超える動産、預貯金（普通預金を除く）、金銭信託、有価証券、出資に関する権利、100万円を超える貸付金及び敷金、施設利用権、借入金を記載する。

#### ⑤**収支報告書の公表及び閲覧**

イ、公表——収支報告書の要旨は、官報または公報により公表される。

ロ、閲覧——総務省及び都道府県選挙管理委員会において、政治団体の収支報告書は公表の日から3年間閲覧できる。

## ⑥その他公正な流れを担保するための措置

(寄附者の任意性の確保)

- イ、威迫する等寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんは禁止。
- ロ、寄附者の意思に反するようなチェックオフによる寄附のあっせんは不可（会員に対する会費の徴収はできる）。
- ハ、寄附の公務員がその地位・職権を利用した関与はできない。

## ⑦政治資金パーティの規正

- イ、政治資金パーティとは、対価を徴収して行われる催物で、その催物の収入から経費等の支出を差し引いた残額がその催物を開催した団体の収入とされるもので、次のような規制があります。
- ロ、開催団体——政治資金パーティは政治団体によって開催されなければならない。
- ハ、収支報告——政治資金パーティの収支は、収支報告書に所要の事項を記載しなければならない。
- ニ、公開基準——政治資金パーティの対価に係わる収入のうち20万円を超えるものは氏名等を公開しなければならない。
- ホ、対価の支払に関する制限——政治資金パーティの対価を支払う場合、一つのパーティで150万円を超えて対価の支払をしてはならない。

## ⑧政治資金の運用規制

政治資金の運用方法は投機的でないものに制限されています。

## Q 労働組合等の団体は、どこに寄附できるのですか？

A 政党・政治資金団体だけに寄附できます——会社は資本金、組合は組合員数、その他の団体は年間経費による上限規制があります。

### ①議員の資金管理団体に対して

- イ、選挙時においても議員や議員の後援会には、金銭・物品に限らず寄附できません。
- ロ、議員に支払う講演料や原稿料は通常の範囲内であれば支払えますが、源泉所得税を支払う必要があります。

### ②労働組合・企業の単位とは

- イ、労働組合法及び公務員法・会社法による（法人登記が必要）。
- ロ、労働組合・企業・業界の連合会、地協や協議会などで登記されていない組織は、その他団体として年間経費を基準とした寄附制限がある。

### ③組合の政治活動資金と政治活動に関する寄附の違い

- イ、組合活動の範囲内の政治活動資金は政治資金規正法の対象外。
- ロ、組合の資金が政治団体や政治家に寄附される場合に初めて政治資金規正法が適用されます。

### ④労働組合の政治団体とは

——〈例〉政治活動委員会・政治連盟

- イ、法律上は「その他政治団体」になり、組合からこの組織へは寄附できません。

ロ、組合員の個人寄附は自由ですが、寄附の機関決定やチェックオフによる寄附金の集金は禁止です。

ハ、ただし、組合員が会員になり、会費を支払うのは自由ですし、本人の同意があれば会費のチェックオフはできます（本人及び使用者側の同意が必要）。

二、議員および候補予定者への寄附は、物品（無制限）と選挙時における寄附（無制限）はできます。

### ⑤寄附のあっせんについて

政治資金規正法第22条の7「何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない」とされています。

### ⑥政治資金パーティについて

政治資金パーティの開催者は、パーティ券購入者に対して「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティです」と書面で知らせなければなりません。

政治資金パーティの開催者は、1つの政治資金パーティにつき同一の者から150万円を超えて対

価の支払いを受けてはなりません。

また、同一の者に 20 万円を超えて販売する場合は、収支報告書にその旨（住所や名前、年月日等）を記入する必要があります。

**〈質問①〉** 組合が日ごろお世話になっておりますので、選挙事務所に陣中見舞いを出したいのですが大丈夫ですか？

**回答①：**労働組合等の団体は、政治家に対して寄付できませんので、陣中見舞いも出すことはできません。組合の委員長が個人として出す分には何の問題もありません。ただ、組合に政治団体があれば、政治団体から政治団体へは寄付ができますので、陣中見舞いを出すことは可能です。

**〈質問②〉** 組合の政治団体の会費を給料からチェックオフしていますが、問題はありますか？

**回答②：**政治資金規正法第 22 条の 7 では、政治活動に関する寄附に係わる寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、その意思を拘束する方法で寄附のあっせんをする行為は禁止されています。また、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金等からの控除による方法で寄附を集めてはならない、とされています。しかし、会費の徴収は禁止されていないので、政治団体の会員に自由意思でなり、その会費を控除によって支払うことは禁止されていません。

## 8

## 連座制、個人情報保護法

Q 連座制について教えてください。

A 連座制とは、候補者と一定の関連のあるものが悪質な選挙違反を犯すとその当選が無効になり、かつ同じ選挙で同じ選挙区から5年間は立候補できないという立候補制限が課せられる制度です。

1994（平成6）年の公職選挙法の改正で強化・拡大されました。この改正には2つの面があります。一つは「対象の拡大」、もう一つは「注意義務の強化」です。

### ①対象の拡大とは

平成6年までの連座制の対象は、①候補者本人、②総括主宰者・出納責任者・地域主宰者、③候補者の親族でしたが、さらに平成6年から、④組織的選挙運動管理者、⑤候補者の秘書に拡大されました。

私たちが注視することは、「**組織的選挙運動管理者**」が連座制の対象になったことです。組織的選挙運動管理者とは、①選挙運動を企画・調整をする人、②実戦部隊を現場で指揮監督する人、③後方でさまざまな支援をする人を取りまとめる人などのことであり、労働組合で政治活動、選挙運動に携わる役員の多くは、この対象になる可能性があります。

### ②注意義務の強化とは

候補者やその候補者を支援する組織に対して選挙浄化のための注意義務を求めていることで、候補者やそれを支援する組織が「違反行為の排除」を決意し、「違反行為回避の注意義務」を果たすべく「相当の注意」をしたかどうかによって、連座制の適用

が免責される可能性があることになったのです。

### ③連座制の免責とそのための「相当な注意」とは

連座制は、「候補者が買収等を防止するための相当な注意を怠らなかった場合には適用されない」としています。この「相当な注意」とは、

- イ、労働組合の機関で選挙違反をしないことを決議する
- ロ、それを労働組合の機関紙等で広報する
- ハ、選挙違反を防止するための必要な学習会を開催する

ことです。私たちはこれらの主旨を理解して、違反のない取り組みを企画・実践していくと同時に、一層の学習活動をする必要があります。

**Q 個人情報保護法と政治活動について説明してください。**

**A** 個人情報保護法は、プライバシーを保護するための重要な法律ですが、第50条では、つぎのように適用除外を規定しています。

「個人情報取扱業者のうち次の各号に掲げるものは前の規定は通用しない」。それは、①放送機関等が行う報道活動、②著述業が行う著述活動、③大学等の研究機関が行う学術研究活動、④宗教団体が行う宗教活動、そして⑤**政治団体が行う政治活動**、です。

私たち労働組合の政治団体や推薦する議員の政治団体が行う活動の場合は、個人情報保護法はその適用を除外されるのです。もちろん私たちが行う政治活動はプライバシーを尊重し、個人情報保護法の主旨を生かす努力をしなければなりません。

## 1

## 「支持者（後援会）カードの配布」活動

●実施時期→→〈公示前〉

## ①この活動の趣旨

私たちが推薦決定した「候補（予定者）」が掲げた政策の理解を図り、知名度を上げ、支持者を増やすために「後援会活動」（政治活動）として行う。

## ②法的根拠

政治活動なので事前運動ではなく、堂々とできる。ただし、投票の依頼や不特定多数の家への訪問は事前運動になるので行わない。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

自分の職場の人へ「後援会入会カード」を配布する。基本は、親しい人から親しい人へお願いする。その地域で生まれ育った人は知り合いが多いですが、転勤してきた人等は知り合いが少ない場合もあるので、しっかり理由を言ってフレンドリーに行く。一人でやらないでみんなで手分けして、組織的に行うのがポイント。

何故行うのか、この取り組みの理由をしっかりと説明する。政治活動は、組合員のみなさんの生活を守る大切な活動であることを自分の言葉で言ってみよう。

## ④注意事項

政治活動の一環として行うので、「選挙運動の3要素」（18ページ参照）を十分把握した上で選挙違反行為は絶対しない。

組合員のお宅への訪問活動の場合に、個人情報保護法との関連で質問を受ける場合もありますが、その場合は「この活動は政治活動として行っていますので、個人情報保護法では適用除外になっていますが、プライバシーを遵守した取り組みを行っておりますので安心ください」と言います。

〈例〉「〈〇〇さんの後援会〉の入会カードのお願いです。〇〇さんは、私たち職場の大先輩で、行政改革の徹底をやり遂げ、私たちの税金の無駄遣いをなくすことができる政治家にふさわしい人です。是非、ご協力をお願いします。何人くらいのご紹介が可能でしょうか？」

## 2

## 「親書」活動

●実施時期→→〈公示前～公示後のいつでも〉

## ①この活動の趣旨

候補（予定）者に対する理解を深め、支持の拡大を図る。

## ②法的根拠

憲法で保障された個人の基本的な人権なので、親書による活動は公示前、公示後に関係なく原則制限されません。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

親書は憲法でも保障された「信書の秘密」があり、自分の両親や友人に対して郵送する。必ず〈封書〉で〈手書き〉で〈切手〉を貼って出す。

〈例〉「私が尊敬する〇〇さんが、今回、国政の改革を目指して奮闘中です。今、後援会の入会活動をしていますので、是非ご協力をお願いします。入会申込書を同封しましたので、記入の上返信してください」



## 3

## 「職場での面談」活動 I

## ●実施時期→→〈公示前〉

## ①この活動の趣旨

後援会への入会カードや回収作業の一環として行う。

## ②法的根拠

政治活動として行う活動なので事前運動ではなく堂々とする。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

1対1で行い、出来るだけ落ち着いた場所で行う。後援会入会カードの回収作業の一環として行うので、雰囲気作りに注意して、フレンドリーに行き、高飛車になったり、押しつけにならないようにして相手の事情を考慮する（言葉遣いに注意）。

多くの入会カードを集めることができる人とできない人がいる。できない理由をしっかりと聞いて受け止める。

一人で100枚のカードを集めるのは難しいが、100人で100枚のカードを集めることはそんなに難しくはない。

## ◆注意事項

後援会活動の入会カードの回収作業の一環として行うので、選挙運動ではない。従って事前運動でもないので「選挙運動の3要素」（18ページ参照）を十分把握した上で選挙違反となる行為は絶対しない。

〈例〉「先日お願いした〇〇さんの後援会入会カードですが、今週が締め切りなのでいただきに参りました。皆さんの反応はいかがですか？ なかなかカードが集まらなくて困っていますが、何かいい知恵があったら教えてください」

## 4

## 「職場での面談」活動 Ⅱ

●実施時期→→〈公示後〉

## ①この活動の趣旨

棄権防止と投票行動の徹底をはかることを目的とする。

## ②法的根拠

労働組合活動の一環として棄権防止を目的に行う政治活動なので、選挙運動ではない。投票率を上げて、国民の声を政治に反映するために行う。

〈例〉「今度の日曜日がいよいよ投票日ですが、投票には行くことができますか？ いつもはご家族と一緒にいけますか？ 天気だといいですね。雨が降ると皆さん投票に行かないので心配です。何か良い工夫がありませんか？」



## 5

## 「電話（携帯電話）」活動 I

## ●実施時期→→〈公示前〉

## ①この活動の趣旨

支持者カード記入のお礼として行い、支持者が紹介した人への支援の確認をする。

## ②法的根拠

政治活動の一環として行う活動なので事前運動ではない。

選挙運動にならないように、「選挙運動の3要素」は言わない。

期間中はファクシミリやメールでの投票依頼は法定外文書の配布になるので禁止。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

情報源（支持者なのか、紹介者なのか？ 誰から紹介されたのか？）を確認する。

電話をした感触を確認する（1～5などで評価する）。

## ④注意事項

支持者カードのお礼と確認として行うもので、候補（予定）者への投票依頼はしない。

〈例〉「支持者カードをご記入いただき、ありがとうございました。……」

「△△さんから〇〇支援の紹介を受けました。ぜひ『〇〇を支援する会』へのご支援とご協力をいただきたいと思います。……」

## 6

## 「電話（携帯電話）」活動 Ⅱ

●実施時期→→〈公示後～投票日前日〉

①この活動の趣旨

今回の〇〇選挙での「投票の依頼」をする。

②法的根拠

公職選挙法は禁止法であり、その中で選挙運動期間中の「電話による投票依頼」は禁止されていない。

③ポイント&ノウハウ

情報源（支持者なのか、紹介者なのか？ 誰から紹介されたのか？）を確認し、相手の感触・反応を確認する（1～5などで評価する）。

④注意事項

何の選挙での依頼かをきちっと伝え、名前を覚えてもらうために堂々と投票依頼をする。

選挙運動の一環なので、電話代等の費用の取り扱いに注意。組合の経費からの支出はできない。

〈例〉「いよいよ明日は投票日です。明日の投票日には、是非〇〇とお書きいただきますようお願いします。投票用紙は〇色ですので、よろしくお願いします」

## 7

## 「メール・ブログ」活動 I

## ●実施時期→→〈公示前〉

## ①この活動の趣旨

候補（予定）者の知名度を高め、支持者を増やすと共に、関心を高める。

## ②法的根拠

政治活動なので事前運動ではない。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

個人的に知っている人に出す。知らない人へは出さない。

## ④注意事項

公示前は、後援会活動として自分の意思で行えるが、公示後は「文書・図画違反」（法定外文書）になるのでやめる。

〈例①〉「今、〇〇さんの後援会活動をしているのだが、知ってるかい？ 君は友人が多いから、大勢の紹介を頼むぜ。今週が締め切りだからよろしく！」

〈例②〉「今日、〇〇さんの後援会主催のボーリング大会へ行ってきたけど、結構面白かったよ。普段付き合いのないいろいろな会社の人に来ていたよ」



## 8

## 「メール・ブログ」活動 Ⅱ

●実施時期→→〈投票日当日〉

## ①この活動の趣旨

棄権を防止し、選挙に関心を持ってもらう。

## ②法的根拠

労働組合活動の一環として行う。棄権防止活動なので選挙運動ではない。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

個人的に知っている人から知っている人に行う。知らない人へは行わない。

## ④注意事項

メールによる活動は、公示前は、後援会活動として行えるが、公示後は「文書・図画違反」になる。

しかし、「棄権防止活動」として行うのは可能。

〈例〉「起きたかい？ 今日投票日だぜ。天気もいいし、散歩がてらに投票に行って来いよ。投票所は近いんだから、忘れないようにね。友人も誘って行ってくれ」



## 9

## 「推薦ハガキ」(配布)活動

●実施時期→→〈公示1ヵ月前頃～公示日前日まで〉

## ①この活動の趣旨

候補(予定)者の支持者を拡大し固定化する。

## ②法的根拠

公示前は準備行為として行う。

準備行為には、

イ、立候補の準備行為

ロ、選挙運動の準備行為

の2つがあるが、この活動は後者の選挙運動の準備行為として行う。

不特定のお宅や配布だけでなく「回収」をすると事前運動になる危険がある。自分の知っている親しい友人のお宅へ「推薦ハガキの推薦人」の依頼を個人的に行うようにする。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

最も重要視している活動で、基本的・中心的な活動として行う。この活動の前に行うのが「後援会活動」で、この活動のあと、公示後に推薦ハガキの「回収・点検・投函活動」を行う。

## ④注意事項

後援会の会員に対して、公示前の「準備行為」として行うので、必ず「ハガキの見本配布」までとする。また、不特定多数の人に対しては禁止。基本的に個人の意志として行う。。

〈例〉「いつも後援会活動にご協力いただきありがとうございます。今回は推薦ハガキの推薦人になっていただこうとお願いに伺いました。この活動は準備行為で合法的な活動ですのでご協力をお願いします。選挙が始まってからまた受け取りに伺いますので、どなたかお一人ご紹介をお願いします。〈宛名の欄〉にその方の住所とお名前と電話番号を記入していただきたいのですが、よろしくをお願いします」

## 10

## 「推薦ハガキ」(回収) 活動

●実施時期→→ 〈公示後～ハガキ投函まで〉

①この活動の趣旨

候補者の支持者を拡大し、支持を固定化する。

②法的根拠

法定ハガキを活用した、合法的な選挙運動として行う。

③ポイント&ノウハウ

最も重要視している活動で、基本的で中心的な活動として行う。

公示後の合法的な選挙運動として行う。この選挙運動用ハガキは、法的に認められた活動で、後援会の会員等に対して事前に配布してある法定ハガキを回収する活動である。

④注意事項

不特定多数の人に対しての依頼行為は禁止されているので、後援会の会員や組合員等の知人に対して個人的に行う。

あくまでも推薦人の依頼が目的なので、投票の依頼は行わない。

〈例〉「先日はありがとうございました。今日は、先にお渡しした推薦ハガキの受け取りに伺いました。間違いなく投函いたしますので、よろしくお願ひします」

## 11

## 「広報」活動 I

## ●実施時期→→〈公示前〉

## ①この活動の趣旨

ビラや機関紙を用いて、組合が推薦決定した人の政策の徹底と知名度を高めることが趣旨。

## ②法的根拠

労働組合活動の一環として、合法的な組合活動として行うので安心してできる。

「選挙運動の3要素」を言わないように注意する（言うとならば事前運動になる）。特に、特定の人に対する投票の依頼になるような表現をしない。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

組合の機関紙を通常の配布と同じ方法で、門前配布したり、組合員のお宅へ配達する場合には、選挙について報道・評論することができる。



## ●実施時期→→〈公示後〉

## ①この活動の趣旨

組合の機関紙での報道・評論活動として行い、政策の浸透を図る。

## ②法的根拠

公職選挙法で認められた新聞の報道・評論活動として行うので、組合員に対して通常の配布方法で行う。

合法的な組合活動として行うので安心して行うことができる。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

選挙期間中に選挙について報道・評論できるのは、第三種郵便の承認のある機関紙を定期購読者に配布する場合に限る。

## ④注意事項

投票の依頼行為を行わない。また、機関紙の配布は、組合員に対して、通常の配布方法で行う。

〈例〉 公示後は、「今回の選挙の最大のポイントは、社会保障と税の一体的な改革です。〇〇さんも将来の安心できる社会保障確立のために、現実を見据えた取り組みを訴えて大勢の人から声援を受けていました」のように選挙の報道・評論を行う。

## 13

## 「本番ポスター貼付依頼」活動 公示前の活動

## ●実施時期→→〈公示3ヶ月前くらいから公示日まで〉

衆議院選挙では、小選挙区選挙では候補者届出政党に、比例代表選挙では名簿届出政党に、選挙運動期間中のポスター掲示が認められています。ポスター貼付依頼活動は、準備行為として公示前にポスターの貼付予約をします。

## ①この活動の趣旨

合法的準備行為として、不特定のお宅ではなく、組合員や後援会のお宅の家を訪問し、本番ポスターの貼付予約をする。

## ②法的根拠

合法的な政治活動の準備行為として行うので安心して行うことができる。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

公示後、本番ポスターを貼付してもらう予約をするために、住所・氏名・貼付場所等の記録をしておく。

## ④注意事項

「選挙の政治活動の準備行為」として行うので、投票の依頼行為を行わない。選挙終了後にはただちに撤去することを確約する。

〈例①〉「あと1週間でいよいよ衆議院選挙ですが、公示後、このポスターをお宅様の扉に掲示していただきたいのですが、今日はその予約に伺いました。」

〈例②〉「今度の参議院比例選挙で、お宅の扉にポスターの掲示をご了解いただきありがとうございます。今日はその予約を頂きにうかがいました。」

## 14

## 「本番ポスター貼付依頼」活動 公示後の活動

## ●実施時期→→〈公示後～投票日前日まで〉

## ①この活動の趣旨

衆議院選挙・小選挙区選挙では、候補者届出政党が、比例代表選挙では、名簿届出政党に選挙運動期間中のポスター掲示が認められています。ポスター貼付依頼活動は、公示前に予約したポスターの貼付をお願いします。

## ②法的根拠

公職選挙法 143 条、144 条、145 条で政治活動の一環として行う。合法的な政治活動として行うので安心して行うことができる。

## ③ポイント&amp;ノウハウ

公示前、本番ポスターを貼付予約していただいたお宅に、実際に貼付する。貼付する場所は、必ず相手の方の了解を得て、塀等を傷つけないように貼付する。

## ④注意事項

「選挙の政治活動」として行うので、投票の依頼行為を行わない。

選挙終了後にはただちに撤去することを確約する。

## 〈例① 衆議院・小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙〉

公示後は、「民主党の政治活動ポスターを掲示の予約いただきありがとうございました。今日はポスターの掲示に伺いました。選挙が終わり次第ただちに撤去しますのでご安心ください」

## 〈例② 参議院比例選挙〉

「比例選挙のポスターを先日予約していただきありがとうございました。今日はそのポスターを持参しましたので是非掲示をおねがいします。ご自宅の塀で目立つところ貼っていただきたいのですが」

## ◎ 期日前投票を活用しよう

選挙は、これからの日本の社会がより良い方向に向かうように、私たち個々人が直接政治に関わる大事な制度です。投票日には、声をかけ合って、一人でも多くの支持者が投票に行くようにしましょう。ほんのわずかな票差で、勝敗が分かれることもあります。投票所が閉まるまで選挙は終わりではありません。

投票日に投票に行くのが困難な人は、必ず「**期日前投票**」をしましょう。期日前投票とは、投票率を向上させる目的で導入された制度で、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会で、投票日における投票と同じように直接投票箱に投票できる制度です。注意事項としては、バスの手配をしたりして便宜供与（経済的な供与）にならないようにする必要があります。

選挙が公示されたら毎日が投票日です。必ず投票に行きましょう！

●期日前投票制度	
投票できる人	旅行、病気、入院、出産、出張等の仕事、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭などのために投票日当日に投票所へ行けない人（詳しくは市区町村の選挙管理委員会に確認してください。）
投票できる日	公示の日の翌日から投票日の前日まで
投票できる時間	原則として午前8時30分から午後8時まで
投票できる場所	選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所
持参するもの	すでに届いていれば投票所入場券（なくても出来ます）

また、選挙人名簿登録地以外や病院・老人ホーム等で投票する「不在者投票」、外洋を航行している船員のための「洋上投票」、海外に在住している人のための「在外投票」などの制度があります。

〈資料①〉

衆議院議員総選挙における主な選挙運動手段①

項目	衆議院議員総選挙 (小選挙区選挙・候補者個人)
選挙事務所	・ 1 箇所
自動車(船舶) ・ 拡声機	・ 1 台(隻) 1 揃い
通常葉書	・ 3 万 5 千枚
ビラ	・ 2 種類以内 ・ 7 万枚 ・ 規格制限あり (29.7 × 21 cm以内)
ポスター	・ ポスター掲示場ごとに 1 枚
新聞広告	・ 9.6 cm × 2 段 × 5 回
政見放送	—————
経歴放送	・ NHK ・ ラジオおおむね 10 回、テレビ 1 回
個人演説会	・ 回数制限なし(ただし、同時開催 5 箇所以内)
街頭演説	・ 演説者がその場所にとどまり、標旗(候補者 1 人 1 本)を掲げる ・ 午前 8 時から午後 8 時まで ・ 選挙運動員の制限：候補者 1 人につき 15 人以内
選挙公報	・ 選挙ごと 1 回発行
特殊乗車券	・ 15 枚

〈資料②〉

衆議院議員総選挙における主な選挙運動手段②

項目	衆議院議員総選挙 (小選挙区選挙・候補者届出政党)
選挙事務所	候補者を届出した選挙区ごとに1箇所
自動車(船舶) ・ 拡声機	候補者を届出した都道府県において (届出候補者数3人まで) 1、 (10人超えるごとに) 1追加
通常葉書	候補者を届出した都道府県において 2万枚に当該都道府県における届出候補者 数を乗じて得た枚数以内
ビラ	候補者を届出した都道府県において ・ 種類制限なし ・ 4万枚に当該都道府県における届出候補 者数を乗じて得た枚数以内 ・ 規格制限あり (A3判以内)
ポスター	選挙運動用 候補者を届出した都道府県において ・ 千枚に当該都道府県における届出候補者 数を乗じて得た枚数以内 ・ 規格制限あり (A1判以内)
新聞広告	・ 当該都道府県における届出候補者数 (16 人を超える場合は16人) に応じて命令で 定める寸法、回数
政見放送	・ NHK、一般放送事業者 ・ 当該都道府県における届出候補者数 (16 人を超える場合は16人) に応じて命令で 定める時間数以内
経歴放送	———
政党演説会	・ 回数制限なし (ただし、候補者を届け出 た選挙区において同時開催2箇所以内)
街頭演説	・ 停止した車上又は船上及びその周囲 ・ 午前8時から午後8時まで ・ 選挙運動員の制限：なし
選挙公報	———

〈資料③〉

衆議院議員総選挙における主な選挙運動手段③

項目	衆議院議員総選挙 (比例代表選挙・名簿届出政党等)
選挙事務所	・都道府県ごとに1箇所
自動車(船舶) ・拡声機	(名簿登載者数5人まで) 1、 (超える10人ごとに) 1追加
通常葉書	——
ビラ	・2種類以内 ・枚数制限なし ・規格制限なし
ポスター	選挙運動用 候補者を届出たブロックにおいて ・500枚に当該ブロックにおける名簿登載者数を乗じて得た枚数以内 ・規格制限あり(85×60cm:A1判以内)
新聞広告	・名簿登載者数(28人を超える場合は28人)に応じて命令で定める寸法、回数 (2%以上の得票を得た場合は公営)
政見放送	・NHK ・名簿登載者数(28人を超える場合は28人)に応じて命令で定める時間数
経歴放送	——
政党等演説会	・回数制限なし(ただし、名簿を届け出た選挙区において同時開催8箇所以内)
街頭演説	・停止した車上又は船上及びその周囲 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限:なし
選挙公報	・名簿登載者数(28人を超える場合は28人)に応じて命令で定める字数、寸法
特殊乗車券	——

〈資料④〉

参議院議員選挙における主な選挙運動手段①

項目	参議院議員選挙
	(選挙区選挙・候補者個人)
選挙事務所	・ 1箇所
自動車(船舶) ・ 拡声機	・ 1台(隻) 1揃い
通常葉書	・ 都道府県の衆議院小選挙区が1の場合 3万5千枚 ・ 小選挙区が1増えるごとに2,500枚追加
ビラ	・ 2種類以内 ・ 都道府県の衆議院小選挙区が1の場合10万枚 ・ 小選挙区が1増えるごとに1万5千枚追加(上限30万枚) ・ 規格制限あり(29.7×21cm以内、A4判以内)
ポスター	・ ポスター掲示場ごとに1枚
新聞広告	・ 9.6cm×2段×5回
政見放送	・ NHK、一般放送事業者
経歴放送	・ NHK、一般放送事業者
個人演説会	・ 回数制限なし(ただし、同時開催5箇所以内)
街頭演説	・ 演説者がその場所にとどまり、標旗(候補者1人1本)を掲げる ・ 午前8時から午後8時まで ・ 選挙運動員の制限: 候補者1人につき15人以内
選挙公報	・ 選挙ごと1回発行

〈資料⑤〉

参議院議員選挙における主な選挙運動手段②

項目	参議院議員通常選挙 (比例代表選挙)	
	名簿搭載者	名簿届出政党
選挙事務所	・ 1箇所	・ 都道府県ごとに 1箇所
自動車(船舶) ・ 拡声機	・ 2台 2揃え	—
通常葉書	・ 15万枚	—
ビラ	・ 一人につき2種類、 25万枚以内 (A4 判以内)	—
ポスター	・ 7万枚以内。 ・ 規格制限あり (42cm×30cm以内)	—
新聞広告	—	・ 名簿搭載者数に応じた 大きさ、回数制限あり
政見放送	—	・ NHK ・ 名簿搭載者数に応じた 時間、回数制限あり
個人演説会	・ 回数制限なし	—
街頭演説	・ その場所にとどまり、 標旗を掲げる ・ 午前8時から午後8時 まで ・ 選挙運動員の制限： 候補者1人につき 15人以内	—
選挙公報	—	・ 名簿搭載者数に応じた 大きさ制限あり

## IV 質問集

**Q 1** 今度の選挙では、衆議院選挙と参議院選挙の期日が重なることも予想されます。衆議院選挙も参議院選挙も比例区と選挙区の2種類となっていますが、違いについて教えてください。

**A 1** ①衆議院の選挙制度は「小選挙区比例代表並立制」です。「小選挙区選挙」は1選挙区から1名を選出します。「比例代表選挙」は、全国11のブロックの選挙区で行われ、各政党の得票数に応じて議員を選出します。

小選挙区も比例代表選挙も一定の要件（国会議員5人以上、直近の国政選挙で2%の得票率を獲得）を満たす政党が候補者・候補者名簿を届出します（小選挙区選挙は個人でも立候補できます）。選挙運動は、小選挙区に立候補した個人と候補者届出政党と比例選挙に候補者名簿（当選人になるべき順位を付して）を届出した政党等ができます。また、小選挙区に立候補した人が比例選挙の名簿にも搭載される「重複立候補」もできます。重複立候補者の順位が同一の場合は惜敗率によって当選が決まります。

※惜敗率(%) = (本人の得票数 / 最多得票者の得票数) × 100

②参議院選挙の選挙制度は、都道府県の区域を単位にして行われる「選挙区選挙」と、全国を区域にして行われる「比例代表選挙」の2つの選挙で議員を選びます。有権者は、選挙区選挙に立候補した候補者の名前を投票用紙に記入します。比例代表選挙

は、投票用紙に個人の名前でも政党名でもいいことになっています。

比例代表選挙は非拘束名簿式比例代表制です。まず、政党名とその政党の名簿に登載されている候補者の得票数を合計して政党への当選者数が確定され、その政党の名簿の中では得票数が多い候補者から当選人が決まります。

「わたり規定」に関しては、前述 (p.18) を参照してください。

**Q2** 労働組合としてインターネットを使って推薦する議員を支援する活動って何ができますか？ また、facebook や twitter などは上手く活用できませんか？

**A2** インターネットもその中のひとつである facebook や twitter も、公職選挙法では「文書図画」になり、公示前は政治活動の一環としてできますが（選挙運動はできない）、公示後は文書図画違反になりますので注意が必要です。

**Q3** インターネット上の自分のブログに支持する候補者の写真を貼り付けて、投票を呼び掛けても構いませんか？

**A3** 自分のブログも文書図画になりますので、公

示前に政治活動の一環として行うのは投票の依頼などがなければ原則大丈夫ですが、公示後は「文書図画違反（違法文書）」になりますのでできません。

**Q4** 支援している候補者には、地盤も看板も鞆もないため、労働組合の事務所を支援する候補者の選挙事務所として使ってもらい、電話代、電気代などの諸経費も労働組合が負担しても構いませんか？

**A4** 労働組合の事務所を借りて選挙事務所にしたときは、選挙運動期間（衆議院選挙は12日間、参議院選挙は17日間）の日割り計算した事務所費を支払ってもらわないと労働組合からの寄付になり、政治資金規正法違反になりますので、家賃はもとより、電話代や電気・ガス代も組合負担にはできません。

労働組合は、陣中見舞いを含めてすべて政治資金を寄付できません。労働組合が政治団体をもっていれば、政治団体からの陣中見舞いは合法です。

**Q5** 仕事で訪問した家で、支持する候補者への投票依頼をしても構いませんか？

**A5** 公示前に投票依頼すると「事前運動の禁止」に該当しますのでできませんが、公示後の選挙運動期間ですと、別の用事で訪問した時、選挙の話にな

つときには自分の考えを相手に伝えることができるという「個々面接」になり、これは合法です。

**Q6** 先月の中央執行委員会において、来年夏に控えている次期選挙で推薦する議員を決定したので、組合の掲示板にその内容を掲示したいと思いますが、その際、注意点はありますか。

**A6** 労働組合が特定の政治家を組合として推薦することは、労働組合の政治活動として合法です。そのことを機関紙に掲載したり、室内にある掲示板に掲示することはなんの問題もありません。ただ、「事前運動」にならないように投票の依頼につながるような表現はひかえるようにします。

室内とは、不特定多数の人の目につかない場所のことです。

**Q7** 投開票日を3日後に控え、組合機関紙において我々が支援している候補者の活動と棄権防止を訴える記事を一緒に掲載しようと思っておりますが、その際に注意すべきことはありますか？ また、本番中以外の時期に組合機関紙を発行するにあたっての留意事項はありますか？

**A7** 棄権防止活動は、啓蒙活動で選挙運動とは関係ありませんので、機関紙に掲載しても構いません

が、支援している候補者の活動についての記事は、第三種郵便の認可のある場合で、しかも通常の方法（以前から6ヵ月以上継続している）なら構いません。

**Q8** 我々が推薦している議員の個人演説会に参加してもらった組合員に、会場までの交通費として実費を組合の会計から支給したいのですが、法的に問題となることはありますか？

**A8** 個人演説会は選挙運動期間中に候補者等によって開催される演説会ですので、当然、選挙運動への参加にかかった経費を支出するのは、たとえ交通費であろうとも労働組合の政治団体に対する寄附になり違法となる可能性が高く、大いに問題があります。

**Q9** 私は組合の執行委員で、選挙期間中は選対事務所に詰めています。自宅から選対事務所までの交通費はどのように精算すれば良いのでしょうか？また、精算する場合の注意点はありますか？

**A9** 選挙事務所に詰めているならば、運動員や事務員として交通費の実費を負担してもらうのは差し支えありません。運動員になった場合は、会社は休暇にしておく必要があります（有給休暇でも可）。

**Q 10** 私の詰めている選挙事務所にはボランティアの運動員の他に、アルバイトの方達もいます。人手が足りないこともあり、アルバイトの方にも電話かけに回ってもらいたいのですが、法的に問題がありますか？

**A 10** ボランティアが行うのであれば問題はありませんが、アルバイトが電話作戦に従事し、日当等を支給するのは買収行為になり違法です。

**Q 11** 私が責任者を務めている選挙事務所では、アルバイトを雇い、事務所の前で通行人に向かって手を振り、「〇〇候補をよろしくお願いします」と呼び掛けてもらっています。アルバイトの方達はシフト制にしており、予定の時間を過ぎて対応してもらった場合はその分多めにアルバイト代を支払っています。これらの行為は法的に問題ありますか？

**A 11** 「候補者をよろしく」というのは選挙運動になりますので、アルバイトでは違法となります。事務員や労務者として働いてもらっている場合も選挙運動はできません。

**Q 12** 選挙公示の3週間前、我々の推薦する候補者の演説会に私を含め5名の組合員が参加しました。責任者は私です。演説会終了後、全員で居酒

屋に行きました。代金は 1 人 2,980 円、合計で 14,900 円となりました。組合員からは 2,500 円ずつ合計 10,000 円を集め、残りは私が負担することとしました。これは法的に問題ありますか？

**A 12** 演説会は選挙運動期間中に開催される候補者個人の演説会なので、選挙運動期間中の個人演説会への参加ということにします。演説会の帰りに皆でお金を出し合っで懇親をするのは構いません。しかし、一人だけ多く支払ってしまうと、事前運動供応罪になる可能性があります。きちんと割り勘で懇親を深めるようにしましょう。

**Q 13** 2012 年 12 月 2 日投票の選挙にあたり、公示前の 9 月 2 日に後援会加入をお願いするチラシを配布しました。その際、参加してくれた組合員には交通費の実費と日当 1,500 円を支払いました。これは事前運動に当たってしまうのでしょうか？

**A 13** 今回のケースのように選挙運動や事前運動に対してお金を支払った場合、運動買収となります。また、今回のチラシ配布は公示日の 3 ヶ月前に行われていますが、過去の裁判例では、公示日の 3 ヶ月半前に行われた後援会の会合で、参加者に弁当と交通費を支給したことが事前運動買収・供応に当たると判断されています。

**Q 14** 次回の国政選挙では、苦戦が予想されています。いち早く、選挙事務所を立ち上げたいのですか、いつから選挙事務所を開設できますか？

**A 14** 選挙事務所は、選挙が公示されてからでなくては開設できませんので、まず後援会等の政治団体の事務所として開設し、選対活動の拠点にしてください。事務所費等の会計処理も公示後は選挙事務所として家賃等の日割り計算で行い、それ以前は後援会の経費で処理するようにします。

**Q 15** 私たちの組合のメンバーは、政治に無関心な人が多く、組合の政治に関する様々な取り組みに協力してくれません。どうすれば政治活動に協力してくれるのでしょうか？

**A 15** 確かに政治に対する無関心な人は増えていきますね。答えはなかなかありませんが、正面から一人ひとりに必要性を訴える以外にありません。

政治活動や組合活動の話をする前に、その人という意味での人間関係を築いてから、その人に合った方法で政治に関心を持ってもらう必要があります。

政治には無関心でも自分の生活や将来に無関心な人はそういません。

自分の将来に対する不安や子育て、病気の治療法、親の介護、夫婦の人間関係等、人それぞれ何かの問題を抱えています。大切なことは、そのようなこと

を話すことができるような信頼感や人間関係を日頃からつくって、すべてのことが政治に関係していることを知ってもらいましょう。



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



## 連合政治センター

〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11  
TEL03-5295-0524 FAX03-5297-2763